



育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正されます!!
—平成29年1月1日施行—

仕事と介護の両立支援制度

(1) 介護休業の分割取得

現行

介護休業について、介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算93日まで、原則1回に限り取得可能

改正内容

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行

介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能

改正内容

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行

介護休暇について1日単位での取得

改正内容

半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

(4) 介護のための所定外労働の制限（残業の免除）

新設

介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

仕事と育児の両立支援制度

(5) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

現行

有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育休の取得が可能

- ① 申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかである者を除く

改正内容

以下の要件に緩和

- ① 申出時点で過去1年以上継続し雇用されていること
- ② 子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

現行

育児休業などが取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子

改正内容

特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行

子の看護休暇について1日単位での取得

改正内容

半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

(8) いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行

事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを禁止

改正内容

- 左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産・育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。
- 派遣労働者の派遣先にも以下を適用
 - ・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止
 - ・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

育児・介護休業規則の変更と、マタハラ・パワハラ防止ポスターを整備する必要があります!!

今回の改正により、就業規則・育児介護休業規則の見直し及びマタハラ・パワハラ防止措置に関するポスターの掲示等が必要となります。育児介護休業規則の雛形は当事務所で準備をしましたので、必要の方は担当までお申し出ください。

《筆者：山本》

お知らせ

🌸 年末年始休暇

当事務所の年末年始休暇は、下記のとおりとなります。ご不便をお掛けしますが、宜しくお願い致します。

12月29日(木)～1月4日(火) ➡ 1月5日(水)から平常通りの業務となります。

皆様方のご厚情に深く感謝申し上げます。来年もよろしくお願ひ申し上げます。

自然との共生

前日光・『古峰原』の紅葉が見事でした。ここまで行くと「地蔵岳」「夕日岳」に登りたいところですが、今、右足の膝にダメージがあり、登山をここ1か月控えています。早く完治しないと来年のアルプス登山を計画しているのですが???です。



一人でブラブラ歩きを楽しみ、
ゆっくりと日本庭園で茶を嗜み、
自然を満喫しています。



わたしのひとこと

定年退職後の再雇用における賃金について争われた『長澤運輸事件』で、東京高裁は減額を不当として会社に賃金の差額の支払いを求めた一審・東京地裁の判決を取消し、原告の請求を棄却した。(平成28年11月2日)

事件は、60歳定年後、嘱託職員で再雇用された運転手3名。職務は正社員と全く同じで、賃金については20%の引下げをしたところ、同一職務・同一賃金が争点になった。

①労働者が定年退職後も引き続いて雇用されることにあたり、賃金の引き下げは公知の事実であり、年収賃金の20%の減額については、不合理とは認められない。また、

②「企業は賃金コストが無制限に増大することを避け、若年層を含めた安定的な雇用を実現する必要がある」と指摘し、定年後の再雇用の20%の引き下げは不合理ではないと裁判長は結論付けた。労働者側は最高裁で争うとのこと。定年後の再雇用は身分が正社員から非正規社員に変更しているのが間違いのない事実。今後の状況をみていきましょう。
鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

